

鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付要綱

平成13年4月25日付林第58号

鳥取県農林水産部長通知

一部改正 平成13年7月2日

一部改正 平成14年6月13日

一部改正 平成16年4月1日

一部改正 平成17年3月25日

一部改正 平成17年8月5日

一部改正 平成19年3月26日

一部改正 平成19年10月9日

一部改正 平成20年3月26日

一部改正 平成21年3月25日

一部改正 平成22年3月26日

一部改正 平成23年9月12日

一部改正 平成24年3月30日

一部改正 平成25年3月28日

一部改正 平成26年4月1日

一部改正 平成27年3月30日

一部改正 平成29年3月30日

一部改正 令和2年3月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県間伐材搬出等事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県間伐材搬出等事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、間伐材搬出等事業を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出・販売を促進し、もって本県における健全な森林の育成、資源の有効利用を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、条例第2条第1号に規定する事業（以下「補助事業」という。）を行う別表第2欄に掲げる事業主体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 別表第2欄に掲げる事業主体のうち個人事業者及び法人については、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）第2条第1項の規定に基づく者とする。

- 3 本補助金の対象となる経費は、別表第3欄に掲げる経費とし、本補助金の額は、別表第5欄の基準により出荷又は販売された間伐材の量に別表第4欄の単価を乗じて算出された額以下とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、治山事業、とっとり環境の森緊急整備事業実施要領（平成17年3月31日付第200400018534号鳥取県農林水産部長通知）第3の（1）により間伐された間伐材、または、国有林（国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいう。）、県営林（鳥取県が所有権又は地上権を有する森林をいう。）、とっとり共生の森（企業等、鳥取県、市町村の三者で森林保全・管理協定を締結した森林をいう。）及び独立行政法人森林総合研究所森林整備農地センターが管理する森林から搬出される間伐材については、補助事業の対象としない。

（交付申請の委任）

- 第4条 条例第3条の規定により交付を受けようとする森林所有者等は、本補助金の交付申請、支払請求及び受領の事務を、補助事業の施行地を区域とする森林組合長等第三者に委任することができる。
- 2 森林所有者等は、前項の事務を森林組合長等第三者に委任する場合には、委任状及び精算依頼書（様式第1号）を森林組合長等第三者に提出するものとする。

（交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、森林・林業振興局県産材・林産振興課又は地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「事務所等の長」という。）が指示する日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号により行うものとする。

（承認を要しない変更）

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表第6欄の内容以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

(概算払の時期等)

第9条 事業主体は、概算払を受けようとするときは、概算払申請書(様式第4号)を事務所等の長に提出しなければならない。

2 事務所等の長は、前項の請求があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときは、規則第19条に基づき概算払通知書(様式第6号)により事業主体へ通知するものとする。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により事務所等の長に提出する書類は1部とする。

(補助金交付決定前の着手等)

第11条 事業の着手は、原則として、交付決定通知後に行うものとする。ただし、4月30日までに本補助金の交付申請が行われたものに限り、補助金交付決定前に着手することができる。

2 前項のただし書きにより事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月25日から施行し、平成13年度の補助事業から適用する。
- 2 鳥取県間伐等原木供給事業補助金交付要綱(平成12年4月3日付林第65号鳥取県農林水産部長通知)は、廃止する。ただし、平成12年度に実施した間伐材等搬出促進事業に対しては、平成13年度に限りなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成14年6月13日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までに交付決定を受けた本補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成16年度までに実施した間伐材持ち出し支援事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成17年8月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに交付決定を受けた本補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までに交付決定を受けた本補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成23年9月12日から施行し、平成23年8月24日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までに交付決定を受けた本補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに交付決定を受けた本補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 実施基準	6 重要な変更
間伐材搬出等事業	<p>(1) 県内に森林を所有する、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（森林所有者から補助事業の委託を受けた個人事業者及び法人も含む。）</p> <p>(2) 森林組合</p> <p>(3) 素材生産業を営む者（日本標準産業分類にある「素材生産業」を営む個人事業者及び法人とする。）及びその組織する団体</p>	<p>県内の森林において間伐を実施し、かつ第5欄（1）の間伐材を同欄（2）の施設へ出荷又は販売に要する経費</p>	<p>定額 2,600円/ m³</p>	<p>事業の対象となる間伐材及び出荷又は販売先は次のとおり。</p> <p>(1) 樹種：スギ、ヒノキ</p> <p>(2) 出荷販売先：県内に所在する次の施設</p> <p>①原木市場（ただし、価格条件等を勘案し、やむを得ず県外の市場へ出荷するものも事業の対象とする。）</p> <p>②木材の保管施設（港湾施設、製材加工施設に付帯している野積場及び複数の山土場から木材を集積して検寸・仕分をする施設とする。）</p> <p>③製材加工施設（チップ工場、ペレット製造施設を含む）</p>	<p>補助対象経費の増及び30パーセントを超える減</p>

様式第1号（第4条関係）

委任状及び精算依頼書

代理人
住所
氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

私（ども）は、〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、次の事項を委任します。

年度鳥取県間伐材搬出等事業費補助金の交付申請、支払請求及び受領等に関すること。

年 月 日

委任者 住 所
氏 名

印

住 所
氏 名

印

※ 本様式については、実情に応じ、適宜修正して用いること。

年度 間伐材搬出等事業計画書（実績）及び収支予算（精算）書

1 事業の内容

施行地の状況									出荷・販売状況							他の間伐補助事業 実施状況 (補助事業名)	摘要			
森林所有者	市町村	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	スギ ヒノキ の別	林齢 (年生)	間伐面積 (ha)	整理 番号	出荷・販売 実施時期	出荷・販売者	計	出荷・販売材積(m ³)							
													出荷・販売先別内訳							
													※この欄には出荷・販売先名を記入							
										~										
										~										
										~										
										~										
										~										
										~										
										~										
									合計											

- (注) 1 間伐面積は、小数点以下第2位まで記載する。
 2 整理番号欄は、当該施行地から出荷・販売した材の伝票に整理番号を付し、その番号を記載すること。なお、複数回に渡る場合は、適宜枝番を付すこと。
 3 出荷・販売実施時期欄には、出荷・販売月を記載すること。
 4 出荷・販売材積の各欄は、出荷・販売先毎にスギ、ヒノキの別に記載し、数値は小数点以下第3位までとする。
 5 本事業に併せて、造林事業等の国又は県の間伐関連補助事業を実施している場合は、他の間伐補助事業実施状況欄にその事業名を記載すること。

2 収支予算（精算）書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予算額（精算額）	備 考
県補助金		概算払済額 円
自己資金等		
計		

(注) 実績報告の場合、既概算払済額の合計を記載すること。

(2) 支出

区 分	予算額（精算額）	備 考
事 業 費		

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 添付書類

[第5条関係（交付申請の場合）]

委任状（様式第1号）

森林所有者から交付申請等の委任を受けた場合に作成すること。

[第8条関係（実績報告の場合（ただし、概算払申請書に添付したものは除く））]

(1) 間伐施行地の位置図

原則、森林計画図とし、整理番号ごとに作成すること。

間伐施行地を赤色の境界線で図示すること。

(2) 間伐施行地の状況写真

整理番号ごとに2枚程度添付すること。

作業の実施状況がわかるのものとすること。

(3) 保安林内の間伐に係る適合通知書の写し

(4) 出荷・販売先が発行した入荷・販売状況を記した伝票の写し（電子データによる提出も可とする）

ただし、県が帳票等の確認を申請者の事務所等で行うとした場合は、写しの添付を省略できるものとする。

なお、伝票及びその写しは、施業地、出荷先、出荷時期毎にまとめ、整理番号を付しておくこと。

職 氏 名 様

事務所等の長

年度鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県間伐材搬出等事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、「間伐材搬出等事業」とし、その内容は・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付要綱（平成13年4月25日付林第58号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

住所
事業主体名
代表者名 印

年度鳥取県間伐材搬出等事業費補助金概算払申請書（第〇回）

年 月 日付第〇〇号で交付決定（及び 年 月 日付第〇〇号で変更承認）の
あった鳥取県間伐材搬出等事業費補助金について、鳥取県間伐材搬出等事業費補助金交付要綱第9条
第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 概算払請求額 金 円
- 2 添付書類
年度 間伐材搬出等事業概算払用実績（様式第5号）

様式第5号（第9条関係）

年度 間伐材搬出等事業概算払用実績（第〇回）

1 事業の内容

施行地の状況									出荷・販売状況								他の間伐補助事業 実施状況 (補助事業名)	摘要		
森林所有者	市町村	大字	字	地番	保安林 普通林 の別	スギ ヒノキ の別	林齢 (年生)	間伐面積 (ha)	整理 番号	出荷・販売 実施時期	出荷・販売者	計	出荷・販売材積(m ³)							
													出荷・販売先別内訳							
													※この欄には出荷・販売先名を記入							
										~										
										~										
										~										
										~										
										~										
										~										
										~										
									合計											

- (注) 1 間伐面積は、小数点以下第2位まで記載する。
 2 整理番号欄は、当該施行地から出荷・販売した材の伝票に整理番号を付し、その番号を記載すること。なお、複数回に渡る場合は、適宜枝番を付すこと。
 3 出荷・販売実施時期欄には、出荷・販売月を記載すること。
 4 出荷・販売材積の各欄は、出荷・販売先毎にスギ、ヒノキの別に記載し、数値は小数点以下第3位までとする。
 5 本事業に併せて、造林事業等の国又は県の間伐関連補助事業を実施している場合は、他の間伐補助事業実施状況欄にその事業名を記載すること。

2 添付書類

- (1) 間伐施行地の位置図（第1回目と同一施行地の場合、2回目以降は省略できるものとする。）
 原則、森林計画図とし、整理番号ごとに作成すること。
 間伐施行地を赤色の境界線で図示すること。
- (2) 間伐施行地の状況写真
 整理番号ごとに2枚程度添付すること。
 作業の実施状況がわかるものとする。
- (3) 保安林内の間伐に係る適合通知書の写し
 （第1回目と同一施行地の場合、2回目以降は省略できるものとする。）
- (4) 出荷・販売先が発行した入荷・販売状況を記した伝票の写し（電子データによる提出も可とする）
 ただし、事前に県が帳票等の確認を申請者の事務所等で行うとした場合は、写しの添付を省略できるものとする。
 なお、伝票及びその写しは、施業地、出荷先、出荷時期毎にまとめ、整理番号を付しておくこと。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

事務所等の長

年度鳥取県間伐材搬出等事業費補助金概算払通知

年 月 日付 第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

1 補助金概算払額

交付決定額	既概算払額	今回概算払額	概算払額計	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払の時期

年 月 旬